

第7節 付 加 價 値 部 門

付加価値部門のうち『勤労所得』について主として労働省が担当し、その他の『家計外消費支出』、『営業余利』、『資本減耗引当』、『間接税』および『補助金』については経済企画庁と各投入部門担当省庁と共同して行なわれた。

I 家計外消費

1 定義および範囲

ここでいう家計外消費とは、企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する。ただし、国民経済計算における概念上勤労所得として処理されている「法定福利費」、「現物給与見積額」、「通勤交通費支給額」、「退職金支払額」等は含まれない。

2 推計の方法

「法人企業間接調査」を基礎資料として推計した。家計外消費に同調査の対象から除外された農林水産業、金融保険業、および政府部門の家計外消費を別途推計加算して全国の総額を算定した。なお、前記調査に基づいた推計値のうち、食料品製造業、鉄鋼業、運輸通信業、非営利団体等については、別途より精度の高いと思われる資料によって、補正を行なっている。

3 家計外消費の問題点

家計外消費のうち、福利厚生費は企業が従業員に対し、直接報酬以外に与えるもので、いわば間接的給与に属するものであり、直接企業の活動に関係のある交際費・旅費および交通費とはその性格が異なるものといえる。しかし、交際費における贈答品や出張旅費における日当のように経済的利益が特定の個人に帰属するものについては間接的給与として分離することが必要となる。

現在の政府の国民所得統計においては、家計外消費全額を中間財として国民所得推計から除外されているが、理論的にはそのうち、間接給与的性格をもっているものについては、国民所得に含められるべきであろう。しかし実際にこの部分を推計することは、資料的制約からほとんど不可能であり、現在の段階では改正に踏みきることは困難であろう。この点についての国連標準方式(SNA)の考え方は次のとおりである。

SNAにおいては家計外消費という概念規定はないが、貢

金俸給以外の企業支出のうちから勤労所得ならびに家計の消費支出にimputeする際の一般原則を次のように述べている。

① もし企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合で、②しかも企業によるその経費支出が営業上の必要経費としての範囲を明らかに逸脱している場合に限られる。

以上のようなSNAの規定のみでは、積極的な問題の解決とならないことはいうまでもない。しかも諸外国に比べて家計外消費として企業から支出されるもののウエイトが比較的高いという日本の特殊事情があるため、その取扱いはむずかしい問題をもっているものといえよう。

II 勤 労 所 得

労働省労働統計調査部が担当して推計した。定義および範囲は第2章のとおりである。ここでは勤労所得の推計方法とともに、この推計の基礎となり、また労働省で担当した雇用係数(単位生産額当たりの雇用者数)の算出に必要となる雇用者数(就業者数)の推計方法を併記する。

1 就業者数(雇用者数)の推計

就業者数は、I.O表作成部門分類(約350分類)を算定しやすいように若干統合し、この統合部門ごとに算出した。統合の大要は原則としてつきのとおりである。

- i) 農業、水産業……大幅に統合した部門分類(農業、農業サービスおよび漁業の3分類)
- ii) 製造業……I.O表作成部門分類(241分類;ただし食料品、繊維部門を除く)
- iii) その他……I.O表公表用部門分類(18分類)

この就業者数算定部門分類は、できうるかぎり細分化することが望ましいが、現行労働統計の水準からみて、これ以上細分化することは、就業者数の推定誤差が、いちじるしく大きくなるので適当でないと判断した。

部門別就業者数(雇用者数)の算定は、製造業部門と非製造業部門別に原則としてつきの順序で行なった。

(1) 製造業部門

- i 工業統計表(事業所ベース)による産業別年平均就業者数(日雇労働者を除く)を、産業別にみた生産品目別出荷額比率を用いて品目別就業者数に組替え
- ii 品目別就業者数を合算し、IO部門別就業者数を算出
- iii 工業統計調査丙票(本社分)の特別集計結果により本社分の就業者数を推計
- iv 事業所統計調査による産業中分類別臨時日雇労働者数を基礎資料としてIO部門別臨時日雇労働者数を推計
- v 官公営事業所分の雇用者数を別途推計
- 以上を合計し、さらに
- vi 雇用者について事業所統計調査と工業統計調査との間には、後者の統計に若干の把握もれがみとめられるため産業中分類別雇用者数比較により、もの多い部門の雇用者数を修正
- vii 自営業主、家族従業者数は、事業所ベースの統計(；工業統計、事業所統計)と世帯ベースの統計(；国勢調査)とを比較すると、室内労働就業者数は前者の統計において、ほとんど脱落している等のため、かいりがいじるしいので産業中分類別に、工業統計の自営業主、家族従業者と国勢調査のそれとの比率を利用して、ふくらまし推計
- viii 別途推計による製造小売業関係就業者数を小売業部門より移し替え
- ix 修理業関係就業者数を別途推計してサービス業より移し替え
- x 部門別就業者数(雇用者数)の確定

(2) 非製造業部門

- i 国勢調査(1%抽出推計)結果から、35年10月1日現在における産業別就業者数の確定
- ii 産業別年平均換算用季節調整率の算定
- iii 産業別年平均就業者数の算出
- iv IO部門別就業者数への組替え

以上により、IO部門別就業者数を確定したが、この推計の中核となった産業別就業者をIO部門別就業者に組替える作業(製造業部門；(1)-i)，非製造業部門；(2)-iv)については以下に実例をもって述べることにする。

2 産業別就業者数のIO部門への組替え

(1) 製造業

化学部門を除いた産業別就業者数は、つぎの方法によっ

てIO部門別就業者数に組替えた。

まず、該当するIO部門に含まれる品目表をあらかじめ作成しておき、つぎに工業統計表による産業細分類別年平均就業者数、雇用者数を各産業における品目別出荷額構成比によって各品目に配分する。

つぎに、産業別品目別の就業者数、雇用者数を品目別就業者数、雇用者数に統合し、これを該当するIO分額の中に含まれる品目分だけ合計し部門別就業者数、雇用者数を算出した。この作業は、各産業内においては、品目別投下労働量が、品目別出荷額に比例することを前提としたもので、部門によっては再度の調整が必要となった。(4 就業者数、雇用者数および勤労所得の調整参照)

化学部門については、出荷額構成比による配分は適当でない。それは、化学変化によって生じた複合生産物や副産物の市場価格は品目によって大きく異なるのが通例でありしたがって品目別出荷額には生産品目間の価格差が大きく作用し、投下労働量との間の比例関係がほとんど失われてしまうと考えられるからである。このため化学部門については、大企業製品が多いこともあるて生産動態統計による品目別就業者数、雇用者数を基礎とし、工業統計を併用して算定した。

(2) 非製造業

非製造業部門については、各IO部門の定義に近似した国勢調査の各産業をあらかじめ対応させておき、IO部門の定義に一致しない就業者数だけ、加除訂正するという方法で算定した。

3 部門別平均賃金の算定と勤労所得

勤労所得は、賃金俸給(現物給与を含む)重役俸給(常勤重役、非常勤重役分の俸給を含む)社会保険料(失業保険、厚生年金保険など)雇主負担分、チップ、歳費および兼業所得(勤労者世帯の副業収入)からなる。このうち9割は賃金俸給(常勤重役俸給を含む)である。以下に各構成項目の推計方法について述べる。

(1) 賃金俸給

賃金俸給は、雇用者数×平均賃金から算出される。雇用者数はすでに算出されているから、ここでは平均賃金の推計について述べる。平均賃金の算定は、各部門ごとに若干異なっているが、主な推計方法は常用労働者の賃金と日雇労働者の賃金を、常用、日雇の雇用者ウェイトによって総合して求める方法を採用した。

i 常用雇用の平均賃金

(1) 製造業

工業統計表における細分類産業ごとの賃金俸給額（ペイロール）を、品目別の出荷額構成比によってわけて品目別の賃金俸給額を推計し、上記方法によって推計した品目別雇用者数によって品目別雇用者の平均賃金を求め I O 部門ごとに含まれる品目別平均賃金をその雇用者ウェイトによって加重平均して部門別平均賃金を求めた。なお、I O 部門別本社従業員の平均賃金は、類似の産業細分類ごとの本社従業員の平均賃金をそのまま用いた。

(2) 非製造業

a 毎勤調査対象産業については、まず毎勤申調査（30人以上）および乙調査（5～29人）の結果を用いて5人以上規模事業所の平均賃金を求め、これに就業構造基本調査、毎勤定期給与（1～4人規模の特別調査結果を含む）などによって5人以上規模平均賃金の規模修正率（全規模平均賃金÷5人以上規模平均賃金）を乗じて部門別平均賃金を算出した。この場合、賃金の範囲には毎勤乙調査の食事評価額および特別調査（1～4人）の食事評価額および現物給与額を加えた。

b その他の部門については、事業所センサスの定期給与に年平均修正率、賃支給率、食事および現物給与支給率を乗じて、その部門の平均賃金を求める方法（対事業所サービス部門など）や、賃金構造基本調査（36年4月）における定期給与の産業間格差と毎勤5人以上規模の産業別平均賃金から部門別平均賃金を推計する方法（対個人サービス部門など）を用いたほか、主要企業経営分析結果を利用する方法（外洋輸送部門など）官庁および業界の業務統計を利用する方法（公務、教N H Kなど）直接聞きとりによる方法（日航、全育、公団、日空、交通公社、宗教、民間放送など）などを併せ用い、できるかぎり実態に近い平均賃金を求める努力に努めた。

ii 臨時日雇の平均賃金

毎勤5人以上の日雇賃金を用いることを原則とし、毎勤非対象産業については、各種の業務統計および毎勤対象産業に含まれる類似産業の平均賃金を用いた。なお、常用および日雇労働者のウェイトは事業所統計調査、労

働力調査、毎勤等の結果を利用した。

(3) 非常勤重役俸給

法人企業統計年報（大蔵省）、民間給与実態調査（国税庁）等から産業別非常勤重役俸給を国民所得統計が推計しているので、これをコントロールトータルにし、賃金俸給の割合で各部門に配分した。

(4) 社会保険料雇主負担分

失業保険、健康保険、厚生年金保険、船員保険、共済組合短期掛金（国家公務、地方公務、私立学校、国鉄、電気専売）については、それぞれ失業保険事業年報（労働省）、健康保険・日雇労働者健康保険・厚生年金保険の各事業月報（厚生省）、国家公務員共済組合事業統計年報（大蔵省）から雇主負担分のコントロール・トータルを算定し、これを賃金俸給の割合で関係部門に配分した。

労災保険については、労災保険事業の業種分類を I O の部門分類と調整したうえ、各分類別収納額を賃金俸給の割合で各部門に配分した。

(5) チップ

昭和25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給に対するチップの比率（昭和25年個人別賃金調査）が算出されており、これを基礎にして国民所得統計は推計されている。

これをコントロール・トータルとし、これを娯楽サービス部門と飲食店部門に、チップを受けると思われる雇用者数の割合によって配分した。

(6) 歳 費

国民所得統計と同様、国会議員については「歳入歳出決算書」および衆参両議院会計課に照会し、地方議員については「地方財政統計年報」（自治省）から求めた。

(7) 兼業所得

「家計調査」より、労働者世帯の世帯主本業収入に対する副業収入（本業でない勤め先から得た収入）の割合を求め、これを農林水産業以外の部門の賃金俸給に乗じて算出した。

4 就業者数、雇用者数および勤労所得の調整

以上の作業によって部門別就業者数、雇用者数および勤労所得の推計値を得たが、この数値と投入面から推計した勤労所得の数値（主として生産額所得率によって付加価値額を算出し、つぎに付加価値額×勤労所得比率によって勤労所得額を算出する方法で求めている）と突き合わせより精度の高い推計値という観点から若干の調整を行なった。この結果約

50の部門で改算することが望ましいことが明らかになったが、その理由と修正方法は以下のとおりである。

- i 業務統計等により、勤労所得額が確実に得られる部門があることが明らかになつたので、投入面の数値に改めた。(2200煙草、8210教育などの部門)
- ii 農業、林業、水産業部門の雇用者数は、国勢調査の結果から推計したが、同調査におけるこれら部門の雇用者としての格付けは usual 概念に近いものが多く、したがって雇用者数としては、実態よりも過小評価されていると考えられる。そこで、これら部門の雇用者数は、農家経済調査、漁家経済調査等の労賃支払額から推計される勤労所得を平均賃金で除して求めた。しかし就業者数は、就業者と非就業者間の格付けにバイアスがないと思われるので修正していない。
- iii 製造業部門における品目別労働者数の推計方法として、産業別労働者数を、その産業に含まれる品目別出荷額で比例配分し、推計労働者数としたが、この方法によると、部門によってはつぎのような偏りを生ずることが明らかになった。
 - (イ) 鉄鋼、紙パルプ部門など原料の投入から最終製品まで一貫生産を行なわれているような部門では、最終製品の労働者数が過大推計になる。
 - (ロ) 出荷額による配分は、取扱う製品の価格によって大きな影響を受け、取扱品目がより高価な品目(たとえば人絹織物に対する絹織物)の労働者数が過大になる。

したがってこれらの理由に該当する数部門については、①関連 I O 部門の労働者数の合計をコントロール・トータルとし、各部門への配分は、生産動態統計の品目別労働者数の構成比によって配分し直し平均賃金を一次試算のままとして勤労所得を算出する方法、ないしは②第一次試算の関連 I O 部門合計の賃金俸給をコントロール・トータルとし、生産動態統計の賃金支払額構成比によって、部門別賃金俸給を推計し、これを平均賃金で除して、雇用者数を推計し直す方法との 2 方法を適宜用いて修正した。

- iv 「2030野菜果実加工」のような部門では、農家の庭先加工等の生産額が、工業統計のごとき事業所ベースの調査では完全にとらえられないことが明らかとなり、これについては、工業統計の生産額もれ率の範囲内と推定さ

れる限度で、就業者数、雇用者数、勤労所得額をふくらました。

III 営業余剰

1 定義および範囲(第2章参照)

2 推計方法

農家経済調査、工業統計表、法人企業統計および上場会社総覧等を基礎資料として投入側から算出した結果を国民所得推計の資料と調整した。

IV 間接税および税外負担

1 定義および範囲

間接税の範囲は現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と完全に一致する。ただし、そのうち関税についてはこの項目に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

間接税は企業経理上において経費として計上することが認められている税金および税外負担をいう。

国税としては、酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、取引所税、通行税などが含まれ、地方税としては、事業税、自動車税、遊興飲食税などが含まれる。税外収入としては、日本専売公社納付金、印紙収入、各種手数料のうち法人負担分等をとる。

関税を除く間接税の産業配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることにする。したがって商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、その不動産を使用する産業に帰属させられる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁統計年報書	35年度	国 税 庁	C.T.
②	地方財政概要	"	自 治 省	C.T.
③	国富調査報告書	"	経済企画庁経済研究所	O.
④	法人企業統計年報	"	大蔵省理財局	O.
⑤	自動車便覧	35年度	運輸省自動車局	O.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

資料(1)、(2)によって間接税および税外負担の収納額を

計上した。なお、国税については年度の税収を毎年に修正したが、地方税については、年度分をそのまま計上した。

(2) 産出額の配分の推計

間接税の配分は、(イ)税の種類から負担部門が明確でそのままで配分可能なものの(ロ)関連資料によって間接的に配分を決定したもの。(ハ)税の性格から部門別配分が不可能のものの3種類に区分して推計した。

(イ) そのまま配分したもの

物品税、酒税、入場税、専売納付金、たばこ消費税、鉱区税等がこれに属する。

(ロ) 関連資料により配分したもの

- ・固定資産税→昭和35年国富調査資料の非住宅（産業部門別）住宅（住宅賃貸料）の評価額

- ・自動車税→産業別自動車保有台数および35年国富調査の産業別自動車資産額の構成比によった。

- ・事業税・印→昭和35年産業連関表（第1次計数）の「その他の紙收入付加価値」の産業別の構成比

(ハ) 配分不明なもの→刑務所収入

4 推計上の問題点

事業税、印紙収入の産業別配分資料が弱いこと。

V 資本減耗引当

1 定義および範囲

この項目は、減価償却と資本偶発損からなる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	昭和35年度国民所得報告	35年度(36)	経済企画庁	
②	35年産業連関表資料	35年度	関係各省庁	
③	インシュアラント (損害保険統計局)	"	保険研究所	
④	火災保険統計	"	損害保険料率算定会	

3 推計方法

(1) 産出額の推計

(イ) 減価償却は、資料②より、各部門の投入側で推計した数値をそのまま合計して使用した。

(ロ) 資本偶発損は、資料①から総額をとり、また資料③、④から貨物保険の比率を求め、これを総額に乗じたものを差引いて推計した。

(2) 産出配分の推計

・減価償却は、資料②の各部門の投入内訳の数値にしたがった。

・資本偶発損は、上記減価償却の配分比率を用いて配分した。

4 推計上の問題点

資本偶発損の配分にあたって減価償却の配分比率を用いたが、この両者は比例的なものではない。しかし、I.O表における取引きの安定性の要請からいえば、実際に損害が発生した部門に計上するよりも上記の方法によって配分する方が望ましいと考える。

VI 補助金

各種補助金のうち経常経費補助的性格をもった補助金項目を経済企画庁において選定し、各補助金項目に該当する業種に割当て、C.Tないしは付加価値額等をウェイトとして各部門に配分した。

昭和35年産業連関表に採用した補助金の所管省庁および項目別一覧は次のとおりである。

昭和35年産業連関表における補助金項目一覧表

所管	組織	項目	目	決算額
総理府	科学技術庁	科 学 振 興 費	日本科学技術情報センター補助金	百万円 53
		"	※ 発明実施化試験費補助金	23
大蔵省	大蔵本省	原子力平年利用研究促進費	放射性廃棄物処理事業補助金	3
	国税庁	大 蔵 本 省	保険会社損失補償金	1
	税務官署	税 务 官 署	酒類業組合交付金	11
農林省	農林本省	被害農家営農資金利子補給および損失損償補助	被害農家営農資金利子補給補助金	443
		"	被害農家営農資金損失補償助金	152
		"	被害開拓農家営農改善資金利子補給補助金	133
		"	被害開拓農家営農改善損失補償補助金	1
		農林漁業組合再建整備補助金	農林協同組合整備促進事業費補助金	158
		"	農林協同組合整備振興対策費補助金	92
		"	農作物種子確保費補助金	212
		"	チリ地震津波被害種苗確保費補助金	2
		畜 產 振 興 費	※ 災害対策用種子予備貯蔵管理費補助金	4
		干 売 対 策 費	※ 特殊病害虫緊急防除費補助金	35
	食糧庁	被 告 農 家 米 予 約 概 算 金	※ 飼料作物種子確保費補助金	8
		返 納 資 金 借 入 利 子 術 給	代作種子購入費等補助金	10
		食 粧 管 理 費	同 左	47
	林野庁	農 產 物 等 価 格 安 定 費	食糧管理特別会計へ繰入	29,000
		林 業 振 興 費	"	3,100
		"	木炭出荷調整対策費補助金	3
通産省	水産庁	農林漁業組合再建整備費補助	※ 森林害虫駆除損失補償金	14
		水 產 業 振 興 費	森林組合連合会整備促進事業費補助金	6
		農林漁業組合再建整備補助	漁業共済金支払資金補助金	68
	通産本省	通 產 本 省	漁業協同組合連合会整備促進事業費補助金	26
		貿易振興および経済協力費	※ 天然ガス探鉱費補助金	29
		"	※ 日本貿易振興会事業費補助金	1,251
		"	※ 重機械技術相談事業費補助金	135
		"	※ 海外建設協力事業費補助金	15
		"	※ 海外共同施設運営費補助金	13
		"	※ 輸出品品質および意匠向上事業費補助金	53
		"	※ 國際見本市参加等補助金	129
		"	※ 日本輸出入組合補助金	5
		"	※ 生糸綿織物海外宣伝費補助金	62
		"	※ 生産性向上対策費補助金	133
		"	※ 核原料物質探鉱費補助金	14
		"	※ 発明協会補助金	2
	中小企業庁	中 小 企 業 对 策 费	※ 外國特許出願補助金	4
		"	※ 中小企業団体中央会補助金	65
運輸省	運輸本省	離 島 航 路 整 備 費 補 助	※ 新鉄床探査費補助金	99
郵政省	郵政本省	電 波 監 理 費	離島航路補助金	30
			日本放送協会交付金	98
			計	35,742

- 注. 1) ※印は新たに加えた項目を示す。
 2) 金額は経企庁国民所得推計による。
 3) なお、地方財政関係分は未検討である。